

令和7年度市民税・都民税の申告について

申告が必要な方は、**令和6年中**の収入等について、**3月17日**までに申告してください。

申告が必要かどうかわからない方は裏面をご確認ください。

《申告相談・受付会場の日程表（簡易な所得税等の確定申告書作成支援）》

受付場所・時間

市役所1階コミュニティホール

午前9時～11時 午後1時～4時

五日市出張所2階展示室

午前9時～11時 午後1時～4時

（午前中に受付ができる人数に限りがあるため、状況により午後の受付とさせていただく場合があります。）
（例年、午前と午後の早い時間は大変混雑します。）

秋川（市役所1階コミュニティホール）

	月	火	水	木	金
2月	17日	18日	19日	20日	21日
	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲▲	▲▲
	24日	25日	26日	27日	28日
	▲▲	▲▲▲	▲▲	▲▲▲	▲▲
3月	3日	4日	5日	6日	7日
	▲▲▲	▲▲▲	▲▲▲	▲▲	▲▲
	10日	11日	12日	13日	14日
	▲▲	▲▲	▲▲	▲▲	▲
	17日				
	▲				

五日市（出張所2階展示室）

2月	12日(水)	13日(木)
	▲▲▲	▲▲
	14日(金)	19日(水)
	▲▲	▲▲▲
3月	26日(水)	
	▲▲▲	
	5日(水)	12日(水)
	▲▲	▲

日程が変則的になっていますので、
ご注意ください。

※前年実績による混雑状況を、「▲」の数により掲載しております。（多いほど混雑した日）

2月12、13、14、19、26日はあきる野市役所で確定申告の作成支援は行っていないのでご注意ください。（市民税・都民税の申告書の提出は受け付けます。）

土、日、祝は受付をしません。

土地・建物、株式などの譲渡所得、住宅借入金等特別税額控除の初年度申告、営業・農業などの事業所得（決算書の記入がない方）、消費税、贈与税の申告は、青梅税務署で申告してください。

【市民税・都民税の申告書は郵送での提出にご協力ください！！】

申告会場は大変混雑します。3密を避けるためにも**郵送**での提出にご協力をお願いします。

郵送申告に必要なもの

○市・都民税申告書

○マイナンバーカードまたは運転免許証などの身元確認書類のコピー

○源泉徴収票や各種控除証明書など（収入のなかった申告をされる方は必要ありません）

※源泉徴収票に記載のない市に支払っている保険料等は申告書に記入してください。

※記入箇所等不明な場合は添付書類により、市で確認、補記します。

※確定申告書は東京国税局業務センター武蔵府中分室（青梅税務署）宛てに郵送してください。

《さあ、自宅でe-Tax！ 申告は確定申告書作成コーナーから》

確定申告は、ご自宅でスマホやパソコンによるe-Tax申告がお勧めです！

市役所の申告会場では、市民税・都民税の申告受けと共に、**e-Taxでの申告を行うことが出来ない方を対象**として、確定申告書作成支援を行っております。この機会に是非ご自宅でe-Taxに挑戦してみてください！！

「自宅からのe-Tax」5つのメリット

- 1 自宅から申告可能
- 2 24時間利用可能（確定申告期間のみ）
- 3 申告書がデータで取得可能
- 4 添付書類提出不要
- 5 早期還付（3週間程度で還付）

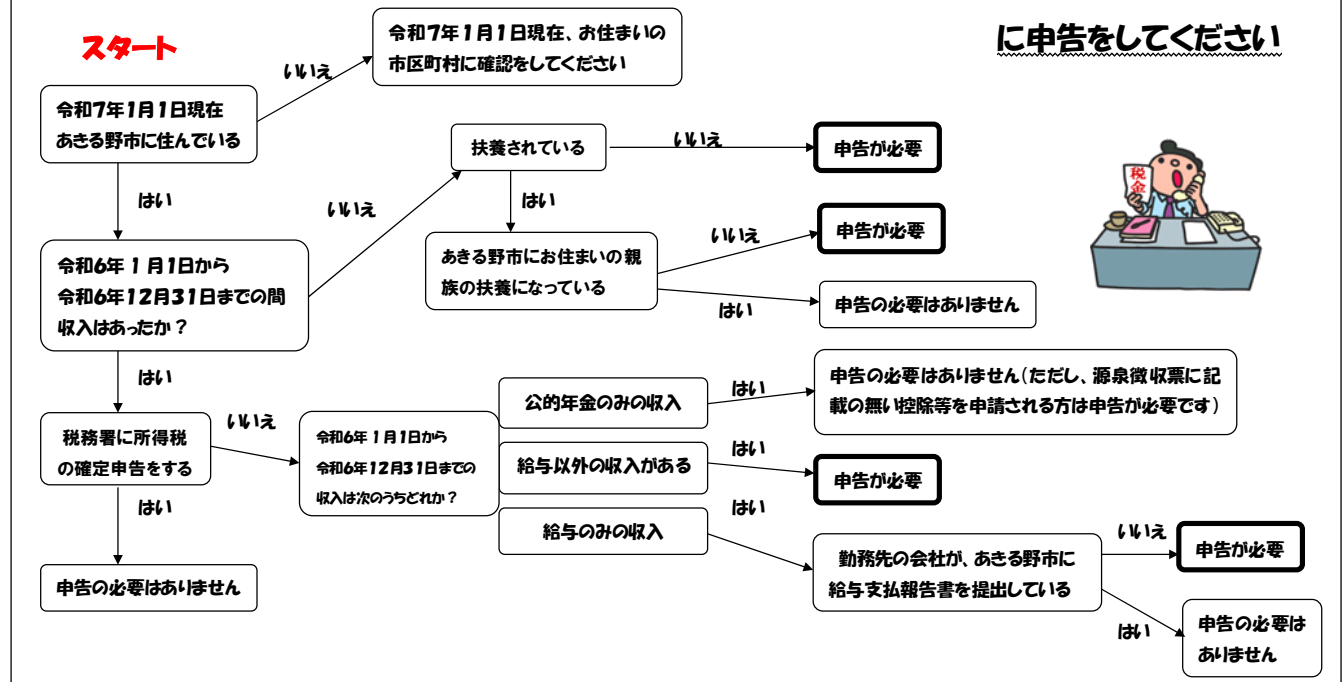
確定申告書作成コーナー



令和7年度の市民税・都民税の申告が必要なのか確認しましょう！

申告が必要な方は、**3月17日**まで

に申告をしてください



《令和6年中に収入のなかった方へ》

国民健康保険税・後期高齢者医療制度・介護保険料等の軽減などを受ける方や、非課税証明書等の発行が必要な方、児童手当の受給や保育料の算定が必要な方は申告が必要です。

申告する際は、申告書表面の「収入のなかった方へ」の項目をご記入ください。

ただし、**あきる野市にお住まいのご家族様の扶養になられている場合は申告不要**です。

《確定申告書を提出する方へ》

次のような方は、所得税の確定申告が必要となります。

確定申告された方は市民税・都民税申告書を提出していただく必要はありません。(詳しくは青梅税務署へ)

1. 事業所得等がある方

事業所得(営業等・農業)、不動産所得又は他の各種所得金額(必要経費控除後)の合計額が、所得控除(医療費・社会保険料・生命保険料・扶養控除・配偶者控除など)の合計額を超える方

2. 給与所得がある方

- ① 給与収入が2,000万円を超える方
- ② 源泉徴収されない給与等の支払を受けている方
- ③ 給与以外(駐車場の賃貸、生命保険等の満期保険金など)の所得の合計額が20万円を超える方
- ④ 給与を2ヵ所以上から受けている人のうち、従たる給与の収入金額と給与所得以外の所得の合計額が20万円を超える方
- ⑤ 同族会社の役員等で、その会社から利子・賃貸料等の支払を受けている方
- ⑥ 年末調整されていない方

3. 年金所得がある方

- ① 公的年金等の収入金額の合計額が400万円を超える方
- ② 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下だが、その他の所得が20万円を超える方
※公的年金等の収入金額が400万円以下であり、その他の所得が20万円以下である場合でも、所得税の還付を受けるためには申告が必要です。

※外国において支払われる公的年金の支給を受けている方は申告が必要です。

《青梅税務署主催の「税理士による無料申告相談」(事前予約制)》

▽期日・場所

2月3日(月)、4日(火)・・・五日市出張所2階会議室

2月5日(水)～7日(金)・・・あきる野ルピア3階ルピアホール

※オンラインによる事前の申込みが必要です。(電話受付不可)

1月10日(金)午前9時から申込みが可能です。

※詳細は1月1日号市広報をご確認ください。

オンライン
事前申込みサイト



◎確定申告、税理士無料相談に関すること
青梅税務署
〒198-8530 青梅市東青梅4-13-4
電話 0428-22-3185

◎市民税・都民税申告、日程表に関すること
あきる野市役所
市民部課税課市民税係
電話 042-558-1111(代表)
内線 2431・2432